

心 脳 病	一五・九	一六・四	一六・六	一五・一
氣管支炎	一七・四	一六・一	一六	一・二
肺 炎	一七・四	一六・一	九・三	九・三
盲 腸 炎	一七・四	一六・一	九・三	九・三
腎 腸 炎	一七・四	一六・一	一・八	一・八
老 裏	一七・四	一六・一	一・八	一・八
自 殺	一七・四	一六・一	一・八	一・八
不慮の傷害	一七・四	一六・一	一・八	一・八
一歳未満の特殊死因	一七・四	一六・一	一・八	一・八
早 產	一七・四	一六・一	一・八	一・八
先天的畸形 及分娩による 死産	一七・四	一六・一	一・八	一・八
腸 力タル	一七・四	一六・一	一・八	一・八
微 蔽	一七・四	一六・一	一・八	一・八

生の著増を見るに到つたのは當然で、その主要数字を掲ぐれば左の如くである。(Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 所載)

既に述べた如く、改正精神が特に離婚法に對して有り意義は人口政策的觀點から見て極めて重視すべきものである。一言にしていへば新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せざと認定せらるるに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけだ。それが新しい婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべからんを要望せるものであらはしゃむらない。

	年次	婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率	乳兒死亡率(出生百)
一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一
一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二
一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三
一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四
一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五
一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六	一九四七
一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八
一九四三	一九四四	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九
一九四四	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九四五	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九四六	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九四七	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九四八	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九四九	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇
一九五〇	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇

## ボルニア・ポーランド兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態

昨三九年三月保護領として大獨立の一歩へ編入されたボルニア及びモラビアも其の政治的解放と經濟的回復の兆候を人口現象の上に明瞭に覗取せしめる。昨三九年に於ける婚姻の著増はその前奏曲といつてよく、其の婚姻率(一・五)は舊チコスロバキア共和國內に於ては世界大戰後の十ヶ年間を除いて當て實現されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出

## ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

一九三八年七月六日公布、同年八月一日より實施されたナチス獨逸の「新婚姻法」、詳しく述べ、「換太利及び他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」は婚姻を以て個人的利害關係によつて結合された法律」は婚姻を認められず、單に別居

的なる轉換を行ひ、婚姻と家庭とは民族的共同生活の根基にして其の内容の如何は民族共同體の價値と存續とにとつて決定的な意義を有すとの根本精神を以て置き換へひゆゝに到つた。この改正精神が特に離婚法に對して有り意義は人口政策的觀點から見て極めて重大であるといふよう。一言にしていへば新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せざと認定せらるるに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけだ。それが新しい婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべからんを要望せるものであらはしゃむらない。

特に舊換太利に於ける婚姻關係

新婚姻法が特に「換太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet と呼ばれるのは獨逸合邦

後オーバーリーに於ける從來の特に錯雜せる婚姻現象を法律的に整理せんことを其の一の主要目的としてゐたからである。蓋し同地方のカトリック教徒はその教義の立て前よりして離婚を認められず、單に別居

從つて再婚は不可能であった。これは別居後の新し同棲生活は現實の事實なので一九一八年以後は特別免許により之を承認する事となり、所謂 Dispensehe なるものの成立を見るに到つた。之は法律的には非合法的なものであつたが、併し時としては裁判所に於